

旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部改正について

1 趣旨

下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令（令和6年国土交通省・環境省令第1号）により、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定されていた「大腸菌群数の検定方法」が「大腸菌数の検定方法」に改正されました。これに伴い、令和6年12月18日に公衆浴場における水質基準等に関する指針（平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添1）が一部改正され、旅館業及び公衆浴場における浴槽水の検査項目及びその検査方法が改められました。

これを受けて、旅館業法施行細則（昭和61年6月横浜市規則第66号）及び公衆浴場法施行細則（昭和61年6月横浜市規則第67号）を一部改正しました。

2 改正の概要

旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則において、浴槽水の検査項目のうち「大腸菌群」を「大腸菌」に改めました。

3 意見公募

改正省令の制定に伴い当然必要とされる改正のため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号アの規定により、意見公募手続は実施しませんでした。

4 公布日

令和7年2月25日

5 施行日

令和7年4月1日